



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 212 号

平成 30 年 5 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431



## 黒崎ひびしんホール

平成 24 年 7 月 1 日、黒崎副都心「文化・交流拠点地区」に、オープンしました。市西部地域の拠点となる文化施設で、使いやすい2つのホール（大ホール・中ホール）をはじめ、リハーサル室・準備室・会議室・屋外イベントスペースを備えています。ホールの名称は、ネーミングライツ（命名権）を導入して決定した愛称です。

## ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

# 青色申告特別控除 65万円

青色申告の特典に、青色申告特別控除があり、所得金額から最高65万円を控除するという特典があります。

65万円の控除を受けるための要件は、次のようになります。

- (1) 不動産所得又は、事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には、複式簿記）により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定期限内に提出すること。

「正規の簿記の方法」とは、毎日の継続記録の結果に、たな卸資産が作成できる程度の組織的な簿記のことを言います。一般には「複式簿記」が正規の簿記の条件に最も適合しているといわれていますが、必ずしも「複式簿記」イコール「正規の簿記」というものではありません。

日々の継続的な記録及び、年末在庫のたな卸しやその他の決算整理を行うことにより、貸借対照表と損益計算書を作成できる状況であれば、簡易簿記による記帳も「正規の簿記」に該当すると考えられています。

最近では、あまり簿記の知識がなくても複式簿記ができる会計ソフトがありますので、比較的容易に作成できます。

所得金額は通常「総収入－経費」ですが、「総収入－経費－65万円」と算出するため大きなメリットとなります。地方自治に納める住民税や国民健康保険の保険料も、課税所得に基づいて算出されるためさらにメリットがあります。

青色申告特別控除10万円より

所得税で 27,500円～

住民税で 55,000円

の節税になります。

(注)

- 1 現金主義によることを選択している人は、65万円の青色申告特別控除を受けることはできません。
- 2 不動産所得においては、事業的規模でなければ65万円の青色申告特別控除を受けることは出来ません。
- 3 不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。

※ 青色申告特別控除65万円に挑戦してみようと思われる方は、担当者にご相談ください。なお税相による記帳代行もしております。

# 主 な 改 正 点

働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。 ※平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

## (1) 配偶者控除

現行では一律 38 万円（老人控除対象配偶者は 48 万円）ですが、改正後は納税者本人の合計所得金額が 900 万円（給与収入 1,120 万円）を超える場合、控除額が逡減し、合計所得金額が 1,000 万円（給与収入 1,220 万円）を超えると適用できなくなります。

## (2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、現行 38 万円超 76 万円未満（給与収入 103 万円超 141 万円未満）ですが、改正後は 38 万円超 123 万円以下（給与収入 103 万円超 201.6 万円未満）となり、納税者の合計所得金額と、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の組み合わせで控除額が増減するように見直されます。

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

「健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、2017 年 1 月 1 日以降に、市販薬（要指導医薬品及び一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間 1 万 2,000 円を超えて購入した際に、1 万 2,000 円を超えた部分の金額（上限金額：8 万 8,000 円）について所得控除を受けることができます。

## 帳簿の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を納税者の住所地や事業所などの所在地に整理して保存する必要があります。

### 【帳簿・書類の保存期間】

青色申告者

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7 年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7 年
	現金預金取引等関係書類	領収書、小切手控、預金通帳、借用書など	7 年 (※)
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）	5 年

※前々年分所得が 300 万円以下の方は、5 年

白色申告者

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）		7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）		5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類		5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類		5 年